

JIAが選ぶべき法人形態とは

定款改定特別委員会法人形態WG主査 上浪 寛



平成20年12月1日、今まで民法で規定されていた公益法人が新たな法人制度として規定され、JIAのような公益社団法人は、5年以内に（平成25年11月30日）新しい制度に則した法人形態を選択し、移行しなければならなくなった。ここでは新しい法人形態への移行について具体的に概要を述べてみよう。

■新法人制度の概要

JIAは昨年まで民法34条による公益社団法人であった。営利を目的としない法人で、主務官庁(国交省)の許可並びに監督に従う法人で、税務優遇措置を受けていた。そして昨年12月1日、新法人3法が施行された。

【一般法人法】 設立、組織、運営、管理の規定

【認定法】 公益認定の基準

【整備法】 旧公益法人が新制度へ移行する手続きの規定

民法34条法人制度と新法人制度の違いは「官による公益」から「民による公益の増進」という大きな転換で、主務官庁が自由に裁量する監督から、法律として定められた枠内で行政庁(JIAの場合は、内閣府)が判断して監督する制度に変わったことである。なお、一般社団法人でも公益社団法人でも一般法人法がベースとなり規定され、株式会社と同様な自立のガバナンスが求められている。新しい内部管理の仕組みや法人規定の策定や定款と事業計画の整合性が厳しく求められるようになった。

■JIAの選択肢

JIAが選択できる法人形態は以下のようなものがある。

1. 公益社団法人
2. 非営利型一般社団法人（非営利性が徹底／共益型）
3. 非営利型以外の一般社団法人
4. 任意団体社団法人
5. NPO法人

公益社団法人以外は公益社団法人として税制優遇を受けて貯めてきた現有財産を他の公益法人または行政

庁に寄付する必要がある。ただし、2.については非営利型法人として公益目的支出計画を策定し実施することで現有財産を計画的に消費することができる。

3.4.5.は現有財産を保持できないので、JIAの選択肢は1.又は2.となる。

2.に属する形態は「非営利性が徹底された法人」と「共益的活動が目的の法人」に分けられる。

JIAは形としては2.の后者に一番当てはまると思われる。しかし形の上で共益型だからと言っても、共益活動は市民からの公な支持が不可欠ではないだろうか。

■一般社団法人の要件

一般社団法人への移行は、一般法人法に適合し、公益目的支出計画の適正性と確実性を担保することが求められる。非営利型は、収益事業のみに課税され、今まで国交省の傘下で税務署が持っていなかった課税判断を、税務署から受けることになる。さて公益目的支出計画とはどんなものだろう。

一般社団法人に移行する法人は、今まで優遇された税制の下、蓄積された公益目的財産額に相当する金額（正味財産額）を公益目的のために消費する公益目的支出計画を作成し、実施する。計画の実施中は毎年、内閣府から監督を受けることになる。計画の実施期間を何年に設定するかが問題だが、2008年度決算書にある正味財産額約5億円を2,500万円ずつ消費すれば20年となり、計画通り確実に実施する事が肝要となる。一般社団法人だからと言って、必ずしも公益社団法人より運営が楽だとは限らない。

■公益社団法人の要件

公益社団法人とは、内閣府の公認認定を受けた一般社団法人のことを言い、認定及び監督は内閣府による。学術、技芸、慈善その他公益に関する事業を行うことを目的とし、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与

するものを言う。支出ベースで公益目的事業の割合が50%以上あることを証明する必要がある。法人税は収益事業のみに課税され、その判断は今まで同様、税務署によらない。また、法人が公益目的事業として事業する場合は、収益事業も非課税となる。

■それぞれの特徴

一般社団法人の<メリット>

- ・公益目的事業費率に縛られず、事業の自由度が高い
- ・公益目的支出計画の採用により現有財産の保持が可能
- ・公益目的事業は非課税となる。

<デメリット>

- ・ブランド力の低下
- ・税負担の増加
- ・収益事業の課税

公益社団法人の<メリット>

- ・今まで同様、又は今以上のブランド力
- ・公益目的事業に加え、収支相償の収益事業が非課税
- ・見なし寄付金制度の活用で収益事業の活用が可能
- ・税務署でなく内閣府の判断による優遇税制

<デメリット>

- ・公益認定基準維持の負担
- ・公益目的事業50%以上という、事業に対する制約

■定款改定に向けて

8月終わりにコンサルタントからの報告書が出された。JIAの評価は自己資本比率84%である優良団体で、公益事業費率を60~70%程度維持することは可能であろうとされている。課題としては本部、支部、地域会に一貫した規定類の整備が必要なこと、同様に一貫した経理処理が必要なことである。

公益であろうが一般であろうが、今までのような監督主務官庁が存在しないため、関連法規に則ってJIAの活動目的や活動事業を定款に記す必要がある。地域会組織の明記、並びに地域会を中心に活発化しているJIA活動事業がより発展して、市民並びに若い建築家に対して魅力あるJIAになる事が、法人形態選択の理念になろうかと思う。